



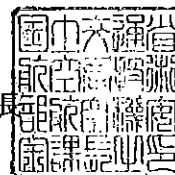
国空機第 1101 号

平成 22 年 3 月 26 日

東京航空局次長 殿

国土交通省航空局技術部

航空機安全課長



### 小型機運航者に対する点検・整備作業の規定遵守に関する徹底について

平成 22 年 3 月 26 日運輸安全委員会は個人所有ソカタ式 TB10 型 JA4106 の事故報告書を公表した。

同報告書によると、事故原因は LH フロント・マニホールドが左前方接続パイプとともに外れたため、高温の排気ガスがエンジンルーム内に噴出し、エグゾーストパイプ左側付近のカウリング及びホースを焼いて火災になり、高温の排気ガスと火災により発生した煙がキャブレターを通過してエンジン内に入り、飛行に必要な推力を得られなくなり不時着水して大破したものと推定されている。さらに、左前方接続パイプが外れたことについてはクランプの過度の締め付けにより接続パイプに発生したき裂に腐食作用が影響し、き裂を成長させたことが関与したものと推定されている。

また、所見として、航空機製造者のメンテナンスマニュアルに記載された注意書きが守られずに、クランプが過度に締め付けられたことにより、き裂が接続パイプに発生したものと推定され、また、当該き裂を定期点検時に発見できた可能性も考えられるとし、国土交通省航空局は、同型機の運航者に対し、エグゾーストパイプ接合部に不具合がないか点検を行うことを指示するとともに、小型機運航者に対し、部品の締め付け作業、不具合の有無の点検等の整備作業を、航空機製造者のマニュアル、関連規定等に従って、確実に実施することを再徹底することが望ましいとしている。

日頃より航空機の点検・整備は、航空機製造者等のマニュアルに従って実施するよう運航者(整備担当)に指導してきたところではあるが、上記に鑑み、改めて別添のとおり、同型機の運航者(整備担当)あて、エグゾーストパイプ接合部に不具合がないか次回の飛行までに点検を行うとともに、部品の締め付け作業、不具合の有無の点検等の整備作業を、航空機製造者のマニュアル、関連規定等に従って、確実に実施することを徹底するよう通知すると共に、(社)全日本航空事業連合会理事長あて、傘下の事業者に対して、同内容を周知徹底するよう通知したところである。

貴局においては、同連合会に加盟していない事業者及び自家用機等の運航者(整備担当)に対しても同内容を周知徹底されたい。さらに、各運航者における徹底状況についても確認されたい。



国空機第 1101 号

平成 22 年 3 月 26 日

大阪航空局次長 殿

国土交通省航空局技術部

航空機安全課長



### 小型機運航者に対する点検・整備作業の規定遵守に関する徹底について

平成 22 年 3 月 26 日運輸安全委員会は個人所有ソカタ式 TB10 型 JA4106 の事故報告書を公表した。

同報告書によると、事故原因は LH フロント・マニホールドが左前方接続パイプとともに外れたため、高温の排気ガスがエンジンルーム内に噴出し、エグゾーストパイプ左側付近のカウリング及びホースを焼いて火災になり、高温の排気ガスと火災により発生した煙がキャブレターを通過してエンジン内に入り、飛行に必要な推力を得られなくなり不時着水して大破したものと推定されている。さらに、左前方接続パイプが外れたことについてはクランプの過度の締め付けにより接続パイプに発生したき裂に腐食作用が影響し、き裂を成長させたことが関与したものと推定されている。

また、所見として、航空機製造者のメンテナンスマニュアルに記載された注意書きが守られずに、クランプが過度に締め付けられたことにより、き裂が接続パイプに発生したものと推定され、また、当該き裂を定期点検時に発見できた可能性も考えられるとし、国土交通省航空局は、同型機の運航者に対し、エグゾーストパイプ接合部に不具合がないか点検を行うことを指示するとともに、小型機運航者に対し、部品の締め付け作業、不具合の有無の点検等の整備作業を、航空機製造者のマニュアル、関連規定等に従って、確実に実施することを再徹底することが望ましいとしている。

日頃より航空機の点検・整備は、航空機製造者等のマニュアルに従って実施するよう運航者(整備担当)に指導してきたところではあるが、上記に鑑み、改めて別添のとおり、同型機の運航者(整備担当)あて、エグゾーストパイプ接合部に不具合がないか次回の飛行までに点検を行うとともに、部品の締め付け作業、不具合の有無の点検等の整備作業を、航空機製造者のマニュアル、関連規定等に従って、確実に実施することを徹底するよう通知すると共に、(社)全日本航空事業連合会理事長あて、傘下の事業者に対して、同内容を周知徹底するよう通知したところである。

貴局においては、同連合会に加盟していない事業者及び自家用機等の運航者(整備担当)に対しても同内容を周知徹底されたい。さらに、各運航者における徹底状況についても確認されたい。